

## 赤十字救急法基礎・救急員養成講習 開催要項

日本赤十字社は、赤十字の理念である「人道」の精神に基づき、不慮の事故や急病に対する救命・応急手当の方法を赤十字救急法講習として普及しています。

本講習は、赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習により構成され、1日目には基礎講習として救命手当（手当の基本・AEDを含む心肺蘇生・気道異物除去等）について受講していただき、2～3日目は、救急員養成講習として応急手当（止血・骨折の固定・傷病者の搬送等）を受講していただきます。

### 記

**講習名称：**赤十字救急法講習（赤十字救急法基礎講習・赤十字救急法救急員養成講習）

**講習日程：**指定する各3日間のコース（別紙日程表をご参照ください）

1日目	2月23日（金）	基礎講習	13：00～17：30	（受講費を徴収します）
2日目	24日（土）	救急員養成講習	9：30～17：30	
3日目	25日（日）	〃	〃	

**講習会場：**豊岡市役所 立野庁舎 多目的ホール（豊岡市立野町12-12）

**受講条件：**満15歳以上の方で、実技を含む講習を受講できる健康状態の方

**受講定員：**30人（申込者が10人に満たない場合は開催いたしません。）

※申込みが受講定員を超えた場合は、抽選となります。

**受講費：**3,300円（教材費、保険料等）

**携行品：**筆記用具、実技のしやすい服装（トレーニングウェア等）、歯ブラシ等（人工呼吸実習前の口中洗浄）、バスタオル・フェイスタオル各1枚（固定講習に使用）、ビニール袋2枚（手が入る位の大きさの物）、昼食（ご準備される方が望ましい。）

※実技のときはお化粧品をお控えください。

**問合せ・申込先：**日本赤十字社豊岡市地区

〒668-0046 豊岡市立野町12-12 豊岡市役所立野庁舎 社会福祉課内

TEL 0796-24-5504 Fax 0796-24-4516

**認定証：**赤十字救急法基礎講習での検定合格者には「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」を交付します（赤十字救急法基礎講習は、厚生労働省が定める一定の頻度で対応することを想定される者のための自動体外式除細動器（AED）講習に該当します。）また、赤十字救急法救急員養成講習の全日程受講者には「赤十字救急法救急員養成講習受講証」を、検定合格者には「赤十字救急法救急員認定証」を後日交付します。救急員認定証の有効期間は5年間です。

※欠席、早退、遅刻等は認定証交付の対象になりません。

**その他：**赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習に分けての受講はできません。

講習場所の駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用願います。